□建築基準法第４２条の道路判定に係る事前相談書
□大阪府建築基準法施行細則第４条に係る事前相談書

大阪府住宅都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課

※市町村受付	年　月　日	※府受付	年　月　日
市町村担当者	No	府担当者	No

1.事前相談者 住所氏名	TEL		
2.代理者 住所氏名	TEL		
3.敷地の地名地番			
4.判定に係る通路	□公道（□市道　□市管理道　□里道　） □私道（□個人所有　□共有　） □その他（□水路敷　□堤防敷　□公園　）		現況幅員 m ～ m
接続する法42条道路	□２項　□２項以外	道　線（幅員約　～　m）	敷地からの距離約　m
4.判定に係る通路 （経路②）	□公道（□市道　□市管理道　□里道　） □私道（□個人所有　□共有　） □その他（□水路敷　□堤防敷　□公園　）		現況幅員 m ～ m
接続する法42条道路	□２項　□２項以外	道　線（幅員約　～　m）	敷地からの距離約　m
5.その他必要な事項			
添付図書 チェックリスト	1.判定に係る通路に関するもの □　付近見取図（敷地：　赤、法第42条道路：　茶、私有：　緑、里水：　青、公共：　黄） □　現況図（縮尺、方位、判定に係る通路の幅員（断面）、当該通路に面する既存建築物及び各建築物の主要な出入口の位置、） □　現況写真及び撮影位置（地点、撮影方位）図、□　公図の写し（転写年月日、作成者氏名を記入） 2.その他知事が必要であると認める図書 □		

（下の表の各欄にも記入してください。）

既存建築物撤去予定面積	㎡	※建リ法に基づく手続き
土木構造物等の新設若しくは撤去工事金額	・５百万円以上　・５百万円未満	※・受理済　・連絡済　・その他

※現場調査	年　月　日
※事前相談の有効期間	返却年月日（　年　月　日）から６ヶ月以内です。
※備考	

注・☆作成部数は３部です。
・※印部分は記入しないでください。
・判定に係る通路とは、建築物の敷地から法第42条道路に至るまで（経路が複数ある場合はそのすべて）の通路をいいます。
・大阪府に先立ち、市町村から事前相談を行います。